

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年9月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400068号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400032号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和59年9月1日、喪失年月日を昭和60年5月23日に訂正し、昭和59年9月から昭和60年4月までの標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

昭和59年9月1日から昭和60年5月23日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月1日から昭和60年5月23日まで

請求期間について、A社に昭和58年2月1日に入社し、B社に入社する直前まで勤務していたが、厚生年金保険の記録は、昭和58年4月1日資格喪失となっている。

A社に行かなかった時期は少しあったが、途中で退職したことはなく、請求期間当時も同社に在籍しており、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、昭和58年4月1日から昭和59年9月1日までの期間について、A社は、オンライン記録によると、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると、平成8年6月*日に解散している上、事業主は所在不明であることから、請求期間当時の給与関係資料は確認することができない。

また、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和58年4月1日と記載されており、訂正等の形跡は見当たらず、オンライン記録の資格喪

失年月日と一致している。

さらに、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録は、昭和58年2月1日取得、昭和58年3月31日離職であり、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日である昭和58年2月1日、喪失年月日である昭和58年4月1日の記録と符合する。

加えて、請求者のオンライン記録及び国民年金被保険者名簿によると、昭和59年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料は納付済であり、昭和59年7月25日に国民年金保険料の免除申請を行い全額免除が承認されていることが確認できることから、申請当時、他の被用者年金制度に加入していたとは考え難い。

また、請求者は、A社に係る給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持していない上、同社において、厚生年金保険に加入している複数の者に照会したものの、請求者の勤務期間を覚えている者はおらず、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる回答もない。

このほか、請求期間のうち、昭和58年4月1日から昭和59年9月1日までの期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、昭和58年4月1日から昭和59年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間のうち、昭和59年9月1日から昭和60年5月23日までの期間について、請求者のオンライン記録によると、A社において、再度被保険者資格を取得しているところ、当該記録は、昭和59年9月1日の取得年月日のみが記録され、喪失年月日が記録されていない不備の記録となっており、現在は未統合記録となっている。

また、昭和59年9月1日に資格取得している厚生年金保険記号番号は、被保険者記録が確認できる昭和58年2月1日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険記号番号とは、異なる番号であることから、昭和59年9月1日の資格取得手続は、事業所からの届出に基づき行われたものと考えられる。

さらに、請求者は、A社には2年くらい勤務していた旨陳述しており、同僚は、時期は不明であるものの、請求者が1、2年くらいは働いていたと思う旨陳述していることから、昭和59年9月1日の資格取得より後に、事業主から何らかの届出がなされ記録されるべきところ、その後の手続の形跡は確認できず、被保険者原票も確認できない。

以上のことから、請求期間当時、社会保険事務所（当時）において、請求者のA社における昭和59年9月1日資格取得に係る年金記録の管理が適切に行われていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和59年9月1日、喪失年月日を請求者が新たに厚生年

金保険の資格を取得している昭和60年5月23日とすることが妥当である。

また、請求者の昭和59年9月から昭和60年4月までの標準報酬月額については、オンライン記録から9万8,000円とすることが妥当である。